

旭介保第 3 3 2 号

令和 7 年 3 月 7 日

介護保険事業者 各位

旭川市長 今 津 寛 介

(福祉保険部介護保険課担当)

やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等について（通知）

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその事業所が所在する市区町村の被保険者のみが利用できるものであり、やむを得ない特別な事情がある場合においては、事前手続きを踏まえ、特例として地域密着型サービス事業所の所在市区町村長等の同意により、他市区町村の被保険者の利用が可能となっています。

本市では、令和 3 年 1 月 1 2 日付け旭介保第 2 2 6 号「やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱について」において、本市が同意する基準や同意を求める基準、他市区町村からの転入者に係る利用の要件を定め、これまでも旭川市介護サービス事業者等集団指導において、各関係事業所へ示しているところですが、不適切な事案が散見されております。

同意の手続きがなくサービスを利用された場合は、介護保険の利用ができず、全額自己負担となりますので、改めて適正な運用についてお知らせいたします。

1 やむを得ない事情により、市区町村の区域を越えて地域密着型サービスを利用するための指定同意について

(1) 旭川市の被保険者が他市区町村の地域密着型サービスを利用したいときは、他市区町村長の同意が必要です。

(2) 他市区町村の被保険者が旭川市の地域密着型サービスを利用したいときは、旭川市の同意が必要です。

※ 手続きには相当の理由と時間が必要となります。内容によっては、利用が認められない場合があります。また、同意の手続きがなくサービスを利用された場合は、介護保険の利用ができず、全額自己負担となります。

2 留意事項

- (1) 他市区町村の被保険者で旭川市に住民票がある場合（住所地特例対象者）は、旭川市の同意は不要で地域密着型サービスの利用が可能です。
- (2) 旭川市の被保険者で他市区町村に住民票がある場合（住所地特例対象者）は、同意協議が不要で地域密着型サービスの利用が可能です。
- ※ 他市区町村から市内の住所地特例施設に入所・入居しているにも関わらず、住所地特例の手続きがなされていない（住所を変更していない）事例が散見されていますので、事前の被保険者証等の確認等について留意してください。

なお、住所地特例施設（グループホーム【認知症対応型共同生活介護】と地域密着型特別養護老人ホームは住所地特例対象施設ではありません）や住所地特例の手続きについての詳細は以下の旭川市ホームページにより確認ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d055584.html>

（QRコード）



3 要綱等

- (1) やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱
- (2) 本要綱の事業所向け説明用資料
- 要綱等については、旭川市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/171/yamuwoenai.html>

（QRコード）



（担 当）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話（直通）：２５－６４８５

【住所地特例についての問合せ先】

介護保険課介護保険料係

電話（直通）：２５－５３５６